

【新設】(従業員数基準の適用)

42の6-1の2 措置法令第27条の6第1項の規定により同項に規定する中小企業者（以下42の6-1の2において同じ。）に該当するかどうかを判定する場合において従業員数基準が適用されるのは、資本又は出資を有しない法人のみであるから、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人については、同項各号に掲げるものを除き、常時使用する従業員の数が1,000人を超えても中小企業者に該当することに留意する。

【解説】

- 1 本措置の適用対象となる中小企業者に該当するかどうかの判定基準には、(1)資本金の額又は出資金の額が1億円以下かどうかという資本金基準と、(2)常時使用する従業員の数が1,000人以下かどうかという従業員数の基準とがある（措令27の6①）。
- 2 資本金基準は、判定の対象となる法人が資本又は出資を有するものである場合の判定基準であり、一方、従業員数の基準は、判定の対象となる法人が資本又は出資を有しない場合の判定基準である。
- 3 したがって、例えば、資本金の額が1億円を超える法人は、たとえ常時使用する従業員の数が1,000人以下であっても中小企業者に該当せず、逆に、資本金の額が1億円以下の法人は、たとえ常時使用する従業員の数が1,000人を超えているときであっても中小企業者に該当することになる。
本通達においては、このことを留意的に明らかにしている。
- 4 なお、連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の11-1の2）を定めている。